

浜松ホトニクス株式会社

1. 会社の概要

- (1) 会 員 名：浜松ホトニクス株式会社
- (2) 所属部会：関東電気機器部会第4分科会
- (3) 資 本 金：349.28億円
従業員数：3,183名（2013年9月30日現在）
- (4) 営業品目：各種光センサ（光電変換管，光半導体素子等），画像処理・計測装置，計測用光源，半導体レーザ，医療機器等の製造，販売
- (5) 企業理念：

光がこれからの産業の鍵を握るという思いのもと，光技術を通して新しい産業を創成することにより業容を拡大し，もって社会・人類に貢献することを経営理念として掲げている。

そしてその実現のため，非研究従事者に至るまでの全員が自らの仕事を「PHOTON IS OUR BUSINESS」として捉え，「人類には知らないこと，できないことが無限にある」ということを念頭において未知未踏の領域が無限に広がる光技術の探求に取り組んでいる。新たに生み出されるこれら光のシーズ（種）を社会に役立てるため，実用研究を推し進めてその成果と社会のニーズを結合させ，併せて量産技術をさらに高めることで新産業を創造し，これを通じて社会に貢献する。

- (6) CIマーク：

HAMAMATSU
PHOTON IS OUR BUSINESS

2. 知的財産部門の概要

- (1) 組織上の位置及び名称

知的財産部として独立した組織である。

- (2) 構成及び人員

知的財産部は，現在14名であり，全員が中央研究所（静岡県浜松市）にある開発棟で勤務している。製品の開発が行われている事業部は，すべて，この中央研究所より車で30分以内の距離にあり，知財部員は頻繁に開発現場に赴くことができる。

知的財産部には，基本的に知的財産業務を希望して入社した新入社員が配属されるが，業務の拡大に対応するため，中途入社を採用も行っている。なお，社内の他の部門からの異動は少ない。

また，各事業部，研究所には各事業部，研究所に所属する知的財産の担当者が配置されている。

- (3) 沿革

創業からしばらくは総務部の中に特許担当者を置き，特許出願・権利化業務等を行っていた。1982年に，技術系の間接部門が統合されて技術管理室ができ，その中に特許グループが誕生した。さらに，より知的財産活動を充実させることを目的として，2006年に技術管理室から知的財産部として独立させ，現在に至っている。

3. わが社の知的財産活動

当社では，ビジネスに貢献できる特許権を確保するために，特許出願する際に，十分な先行技術調査に基づいた「発明検討会」を行い，特許出願方針を決定している。

- (1) 「発明検討会」の変遷

ごく初期は，発明者から代理人に直接発明を説明する，いわゆる発明説明会であった。その

頃は十分な先行技術調査がなされていなかった
ので、先行技術に対する進歩性等を十分に議論
することはできなかった。次に、十分な先行技
術調査を行ってから発明を説明することとな
り、当然のことながら見つかった先行技術に
対して、どのように対応して特許出願するかを
検討する必要が生じた。それでも、1980年代
は、発明者、代理人、特許担当者を交えた発
明説明会の感が強かった。それから、徐々に
その特許（発明）を活用してビジネスに貢献
するには、どのような権利化方針で出願すべ
きか、そのためにはどのような明細書としな
ければならないか、それにはどのような技術
情報が必要か等幅広い検討を行うようになって
きた。

(2) 現在の「発明検討会」

そこで、1990年代になって発明の権利化方
針等を検討する「発明検討会」（発明者、出
願責任者、特許グループ担当者、特許グル
ープ責任者、代理人弁理士等が参加）と明
細書の作成に必要な情報交換を行う「技術
説明会」（発明者、特許グループ担当者、
特許事務所明細書作成者が参加）とを分離
して開催することとした。「発明検討会」
においては、基本的に特許の権利化方針を
検討することとし、「技術説明会」では実
際に明細書を書くために必要な情報交換
を行うこととした。このように、役割を分
担させることで、「発明検討会」の際には特
許の権利化方針の検討に集中することによ
り、より深くかつより広い角度から発明を
検討し、発明の価値を高めることができ
るようになった。

また、「技術説明会」では、「発明検討会」
で明細書の作成に必要であると判断され
た情報を含めて、特許事務所の明細書作
成者と情報交換を行うことにより、効率
よく打合せできるようになった。

発明者は、まずは、発明の権利化方針
の検討に必要な発明提案書を作成し、「発
明検討会」

後に明細書の作成に必要とされた追加資
料を作成する。これにより、発明提案書
および追加資料を効率よく作成するこ
とができ、発明者の負荷を軽減するこ
とができている。

現在は、この「発明検討会」と「技術
説明会」を分離して開催するスタイル
が完全に定着している。このやり方
により、非常に満足度の高い特許出
願ができている。なお、このように
明細書の作成にかなりの労力をかけ
るというやり方を採用していったこ
とにより、徐々に対応できる特許
事務所が限られていってしまった。
現在、この明細書作成方式に
対応していただいている特許事務
所には、非常に満足していると
ともに、大変感謝している。なお、
知財部担当者は、社内担当者で
なければできない業務（リエゾン
活動等）に注力するために、明細
書の作成はすべて特許事務所に
依頼している。

また、発明の質を重視しているため、
発明提案にノルマ制は採用してい
ない。一方で、権利化すべき発
明が開発部署の中で埋もれてしま
わないように、リエゾン活動に力
を入れている。リエゾン活動にお
いては、事業部ごとに担当する
知財部員を決め、研究・開発者
およびその上司（管理職）に対
して、知的財産に関しては何
でも、気軽に相談できるような
人間関係を築き業務を進めてい
る。

4. 今後の計画

会社の事業の拡大により、出願・権利
化、他社特許調査、他社特許対応
等全ての業務量が増加している。
これに対応するために知財部員各
人のスキルを向上させていくこ
とは当然のことであるが、メリ
ハリをつけた知的財産活動を行
うことにより、より一層会社の
事業活動に貢献していく。

（原稿受領日 2014年9月24日）